行吉学園学生表彰規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則、神戸女子大学大学院学則及び神戸女子短期大学学則の規定に基づき、学生の表彰について必要な事項を定める。

（表彰の対象等）

第２条　表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体に行うものとする。

(1) 大学の学部生及び短期大学の学科生であって、学業優秀で品行方正な全学生の範となる者

(2) 課外活動において、特に優秀な成果を挙げた者

(3) 社会貢献活動において、活動実績により社会的に高い評価を受けた者

(4) 公的機関から表彰された者

(5) 学内外の活動において、他の模範となる行為があった者

（表彰対象者の推薦）

第３条　表彰対象者の推薦は、次により行う。

(1) 前条第１号にあっては、学科主任が候補者を選定し、クラス担任の意見を聴取の上、教務部長及び学生部長と協議し推薦する。

(2) 同第２号にあっては、学生部、クラブ顧問及び学友会から推薦があった候補者について、学生支援委員会で審査の上、学生部長が推薦する。

(3) 同第３号及び同第４号にあっては、学生部、学科主任及び研究科長から推薦があった候補者について、学生支援委員会で審査の上、学生部長が推薦する。

(4) 同第５号にあっては、学科主任及び研究科長から推薦があった候補者について、学生支援委員会で審査の上、学生部長が推薦する。

（表彰の審議及び決定）

第４条　被表彰者は、前条により推薦された表彰対象者の中から、部局長等会議会の意見を聴き、学長が決定する。ただし、学長は決定にあたり教授会又は研究科委員会の意見を聴くことができる。

（表彰の対象期間）

第５条　表彰の対象期間は、第２条第１号は在籍期間の全てとし、その他は毎年４月から翌年の３月までとする。

（表彰の方法等）

第６条　表彰は、学長が表彰状及び副賞を授与することにより行う。

２　副賞は、賞金又は記念品とし、その基準は別表のとおりとする。

３　表彰式は、大学、大学院及び短期大学において行い、その方法、時期については別に定める。

（規程の改廃等）

第７条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

２　この規程に定めるもののほか、表彰式の方法、時期及びこの規程の施行に関して必要な事項は、大学、大学院及び短期大学において定める。

（所管部署）

第８条　表彰に係る事務は、学生課が行う。

附　則

１　この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

２　短期大学ブルーム賞は、第 2 条第 5 号に定める表彰の対象に基づき表彰することとし、廃止する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 9 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 7 月 17 日から施行する。

別　表（第 6 条関係）

<table>
<tr><th>表彰の対象</th><th>副　　賞　　の　　基　　準</th></tr>
<tr><td>第 2 条第 1 号</td><td>10 万円相当の記念品</td></tr>
<tr><td>同　第 2 号</td><td rowspan="3">①表彰対象が個人の場合は賞金 2 万円
②表彰対象が団体の場合は一人当たり賞金 1 万円
ただし総額は 10 万円を限度</td></tr>
<tr><td>同　第 3 号</td></tr>
<tr><td>同　第 4 号</td></tr>
<tr><td>同　第 5 号</td><td>①表彰対象が個人の場合は、賞金 5,000 円
②表彰対象が団体の場合は一人当たり賞金 5,000 円
ただし総額は 10 万円を限度</td></tr>
</table>